

~~~~~  
論 説  
~~~~~

ジャン・ドマの三つの序文的章と法準則、プランシズ レーグル及びロワ:  
ポティエ「法準則論」との対比において

菊 池 肇 哉

はじめに

I. 総論的考察：全体構造

1. ドマ作品中からの分析テキストの確定
2. 総論としての「準則論」と各論としての「アンガジュマン論」

II. ドマの三つの「予備的章」と法準則

1. 「本書の構想に関する序文」：『ローマ法大全』 序列批判と準則の科学的体系化
2. 「法論」：「宇宙論」：道徳神学と「地理学」：法律学
3. 「前加編」：「法学提要システム」で叙述されたレグラエ論

III. 小括

はじめに

前稿で、ポティエの『新序列による学説彙纂』における D. 50. 17. への注解の形で現れる法準則論の方法論分析を試みたが、その中で、ポティエの法準則論は、表題に「新序列」として現れる、表の「方法論」としては、人文主義法学のモス・ガリクス *mos gallicus* 中でも、特に、キュジャスの弟子であるジャック・ラビットの『索引』から始まり、18世紀ホンメル、19世紀レーネルの『パリングネシア』にまで繋がる「原パリングネシア的」な「新序列・秩序」を採用していたことを指摘した。一方で、作品全体を支える裏の「構造」として、その著作本体

に説明のない「所与の」内部構造においては、ポティエはドマの「自然的序列」、つまり、「自然法的枠組」に影響を強く受けていた。そのような関係性を前著の表題では、「新序列と自然的序列の相克と統合」としてまとめた<sup>(1)</sup>。

本稿では、前回で尽せなかった、ドマにおける自然法的な法準則論中で、ドマ固有の、ポール・ロワイヤルにおけるデカルト的「法科学論」等について扱いたい。「ドマ固有の」と述べたが、より専門法学的なポティエの「法準則論」には、ドマ『序文』にみられる大上段の「法科学論」や、「法論」にみられる「宗教性・道徳神学性」は見られない。しかしながら、ドマの「序文」により提示された、『ローマ法大全』の序列の欠如・欠陥（後に見るように、ドマにおいてはローマ人らが異教徒であったことに帰される）と、『法科学』の「体系化された準則」としての把握などは、むしろ、ポティエによって完成された感すらあり、連続性も存する。

前稿で、ドマ<sup>(2)</sup>「準則論」の方法論の根源として、「自然法」を提示したが、その自然法論には、ポール・ロワイヤルのセクト、ひいてはデカルトの「科学論」や「自然の光 *lumière naturelle*」<sup>(3)</sup>の概念、「幾何学的方法」等が深く影響を与えており、それらはこれから見ていくように、ドマ固有のものである。

「幾何学」「論理学」「文法学」とも、一種のルールや準則の体系であるが、幾何学では、より本質的かつ自明の少数の「公理」「公準」とそれらから導き出された「準則」に分かれる。それが、特に、ドマ「法論」で展開される「神への愛」と「隣人愛」という「原則：プランシプ」と、「準則：レーグル」もしくは「法則：ロワ」という「準則の段階性」に反映されているというのが本論文の視角である。またドマ固有の表現である「*loix civiles* 市民法」という「法 *loix*」を「個別法則 *loi* の束」と見なすこともデカルト的「科学論」と密接に関係している。かかる特質・表現は、ポティエには観察されず、ドマの方法論の根幹に深くかかわる。

## I. 総論的考察：全体構造

### 1. ドマ作品中からの分析テキストの確定

ドマにおける「法準則論」は、ドマによる二つの作品に分解して見られる。通常ドマの代表作として知られる『自然的序列による市民法』(1689-95)と、よりマイナーな作品『学説彙纂及び勅法集からの選抜法令集、大学及び法廷での使用のために Legum Delectus ex Libris Digestorum & Codicis. Ad usum Scholae et Fori.』(初版：Paris, 1700-1701)<sup>(4)</sup>である。『ドマ全集 Oeuvres Complètes de J. Domat』には、他に、ドマの死の翌年に初版された『自然的序列による公法』(1896)が含まれる。野田論文(1956)によれば、『全集 Oeuvres Complètes』としての形式では、1821-25に出版されたナルシス・カレ Narcisse Carré 編集の八折判9巻組『全集』と、より小型のジョゼフ・レミ Joseph Rémy 編集の4巻組『全集』(1828-30)とその新版(1835)<sup>(5)</sup>の3種が存在する。また、これとは別に、ドマの作品としては、ドマが裁判長としてクレルモン＝フェランの王立地方裁判所の法廷の開会にあたり開会の辞として述べた1662年からの演説を集めた演説集たる『Harangues (「長く退屈な演説・説教」を意味する)』があるが、『全集』には含まれない<sup>(6)</sup>。なお、18世紀のほとんどの刊本では、『自然的序列による市民法』『自然的序列による公法』『抜粹法令集』の3作品が、『全集』の名を冠されずとも、収録されており、通常、『自然的序列による市民法』と称される原典は、実質、3作品を包摂する全集である<sup>(7)</sup>。

『抜粹法令集』では、通常、「法準則」や「法諺」と認識されるべき『ローマ法大全』中の重要な法文が各所から抜粹・編集され、『学説彙纂』の序列に従って、特に『ユ帝勅法集 Codex』との照合性を意識して並べられる。後者は、『ローマ法大全』の中から法準則として使用できる内容を有する重要法文を抜粹した上で独立した使用に供すべく最低限の「編集」をし、かつ、『ユ帝法学提要』『学説彙纂』『勅法集』の関連箇所を一箇所に集めるという方法論において、ポティエ『新序列

による学説彙纂』全体が『学説彙纂による序列』(Digesta 内部の章 titulus の構造) によるのと同じ構造・秩序 ordre を有するのと同じ構造と方法論に依拠すると言える。

その一方で、ポティエ『新序列による学説彙纂』は、最終タイトルたる D. 50. 17. 「法準則論」の内部では、一般、人、物、訴訟、公法の5分割の「法学提要システム」<sup>(8)</sup>を採用しているのに対し、ドマ『抜粋法令集』では、『学説彙纂』の序列を採用している点異なる。ポティエ『準則論』=「De regulis iuris」に対応するのはドマ『自然的序列による市民法』の「前加編」中の「一般」「人」「物」の法学提要システムである。また、厳密に対応関係にある部分相互間に於ても、ポティエの準則にはポティエ自身による詳細な「notae 注」が施されているのに対し、ドマ『抜粋法令集』は一切、注解等、説明の付属していない点などが異なる。『抜粋法令集』は、具体的な準則の用法の「比較」というよりは「説明がない準則の羅列」であるので「校合」でしか、分析に供せない<sup>(9)</sup>。

それゆえ、分析の対象はドマの主著たる『自然的序列・秩序による市民法』内の構造と「準則論」となる。

## 2. 総論としての「準則論」と各論としての「アンガジュマン論」

本邦におけるドマ論文の数は両手に満たぬが、その中でも、ドマの体系全体を扱う論文は少なくなく、野田良之(1956)、小川浩三(1986)等の論文がある。野田論文は『ドマとフランス民法典』という一大テーマについて、書かれた112頁のモノグラフともいえる大作であり、その前半のドマの生涯及び作品やポール・ロワイヤルの思想に関する叙述は、未だ極めて重要で、それに代わるものはない。野田論文では、「神学は専門ではない」と注意深く断りつつも、アウグスティヌス主義、ポール・ロワイヤルの思想についても比較的詳細に扱われている。小川論文は、「道徳」と「法」という観点からドマの「法論」を分析しており、「法論」の分析に関してもっとも詳細で優れている。いずれの研

究においても、著作の体系・構造自体は、明晰にまとめられている。

野田 (1956) によれば、

「學問的に見て最も重要な著作は言うまでもなく、すでに述べた《Les lois civiles dans leur oredre naturel》で、これはドマの生前に出版された唯一の書物である。その内容は後述するとおりであるが、この書物にはいずれの版にも序文のかたちで《Traité des lois》と題する十四章よりなる法の一般理論を述べた論文がつけられている。この部分はドマの法思想の土臺を知るための貴重な資料ではあるが、元来は彼はこれを序文としてつける意図を持ってなかったと言われる。ただ友人の勧めに従ってこれが序文とされるに至ったものと伝えられる。本書の本文の構成は先ず前加編 (Livre préliminaire) を置き、本論を二つの部 (partie) に分ち、各部はこれを編 (livre) ・章 (Section) に分ち、各節を更に article (條) に区分し、章節の冒頭に前文 (Préambule) を置いている。この書は非常な好評を博し、一六八九年にその第一冊を出版してから極めて多くの版を重ねた。その詳細はヴェルツェルの研究に載せられているが全部で六四の版を重ねたという。」<sup>(10)</sup>とされる。

ドマの生前に唯一出版されたとされる「市民法部分」は、大別して、法準則論に関わる、3つの序章的章、「本書の構想についての序文」「法論」「前加編」の言わば、「総論的部分」と、第一部 [Premiere partie Des Engagements]、第二部 [Deuxième partie Des Successions.] の言わば「各論的部分」に二分され得る。

1689年にドマの初版の第一冊が登場した時には、この最初に「序文」「法論」「前加編」と第一部の第一部アンガジュマン論第1編 Livre Iの契約論 [合意による意思的、双務的な債権債務 Des Engagements volontaires et mutuels par les conventions.] が出され、ドマの死の前年1695年には、第一部第2編 Livre IIの準契約論 [Des Engagements qui

se forment sans conventions] が出された。(※多くの研究で誤記されているが、第二部である「相続論」は、ドマの生前出版された1695年の第二冊初版には含まれていない<sup>(11)</sup>。)

包括承継たる「相続」が、ドマが「前加編」において提示する「人、物、訴権」の「法学提要システム Institutional system」において、「人」に分類され得るのか、「物」に分類され得るのかは極めて困難な問題である<sup>(12)</sup>。しかしながら、理解の明晰性のため、ドマの生前出版部分に限定すれば、総論部分は「準則論」、各論部分は、「アンガジュマン＝債権債務論」とまとめてもよいと思われる。

## II. ドマの三つの「予備的章」と法準則

本稿では、ともすれば等閑視されがちであった、ドマにおける総則的な「準則論的部分」につき、扱いたいと思う。

本論文で扱うドマ『自然的序列による市民法』においては、特異なことに、3つの「序文的章」が存在し、それらは、それぞれ「準則論」と密接に関係する。そこでは、「法の科学 la science du Droit」というキー・ワードとともに、(1) principe プランシプ＝原則、(2) règle レーグル＝準則、(3) loi ロワ＝法則・法という三種の言葉が、ポティエ『新秩序による』の regula に対応する用語（直接的には無論 règle レーグルである）として一定の曖昧な相互互換性を有しながら、重要な位置を占めて、使用されており、これら3章にまたがる3種の概念の関係性を分析して初めて、広義のドマの「法準則論」の全容が明らかとされうる。

原則として、ドマにおいては、principe プランシプがより上位の原則であるのに対して、ポティエの regula に対応するレーグル règle 準則及びロワ loi 法則はしばしば併置される下位概念である。

## 1. 「本書の構想に関する序文」：『ローマ法大全』 序列批判と準則の科学的体系化

第一の「序文的章」は、冒頭に置かれる「本書の構想に関する序文 *Préface sur le dessein de ce livre*」(以降、単に「序文」と称する。)というもので、構想とは「デッサン *dessin* 素描・企画」である。ここでは、ドマ自身による、『ローマ法大全』構造の具体的な欠陥の指摘と、その欠陥を補正する自然的序列の意味など、作品全体の構想が語られる。これは、通常の本物に付される「序文」にあたる。従来のドマ研究では、この「序文」部分はあまり詳細に分析されてこなかった。その理由は、一つには、ドマ『自然法秩序による市民法』の実体法的中核はそのアンガジュマン・債権債務論や相続論にあり、「序文」自体はその構造にはあまり関連性を持たないことが挙げられよう。

しかしながら、この「序文」を前稿のポティエ論で位置づけた「法科学」の成立とレグラエ論としての視点から読んだ場合、非常に興味深く示唆ある内容となる。

事実、この序文には、『ローマ法大全』の序列批判とともに、先に述べた、(1)プランシプ＝原則、(2) *règle* レーグル＝準則、(3) *loi* ロワ＝法則という三種の概念が、随所に主要概念として使用されている。

前提研究として、これらの準則類似概念に注目した同部分の全訳を「試訳」として作成し、分析したところ、先に分析したポティエ「準則論」の具体的内容との関係性が非常に深いことが分かった。このドマ「序文」はデカルト、パスカルの合理主義による「真理の探究」としての「科学論」を前提とする、一種のレグラエ＝レーグル論として書かれているが、その一方で、ドマの作品の本体はアンガジュマン論など「債権論」よりの今日でいう通常の「理論書的」叙述となっているため、「個別の準則」については、関連性が薄い。しかしながら、かかる個別準則はポティエ『新序列による学説彙纂』の D. 50. 17. に該当する「準則論」に体系化して関連付けられ、見いだされるのである。

前稿で、「小括」として、ドマが『ローマ法大全』を処理して「準則論」へとまとめたと推測されるプロセスを1-6としてまとめた<sup>(13)</sup>。しかるにその過程は、『ローマ法大全』という対象が確定している以上、一定限度、普遍的なものである。前稿では、16世紀よりの「様々な新しい方法論の統合者」としてのポティエが、矛盾さえし得るそれらの異なる方法論を「どのような各場面」で使い分け、どのように「統合」しえたかを例示するためにこれらを対照させた。

それらポティエ「準則論」分析で措定された各プロセスと一致・対応する「問題意識」の多くがこのドマ「序文」では、既に、提示されている。限られた紙幅のため、本稿では、それら方法論の各点とドマによる原テキスト該当部分の訳を対比できるべくまとめた上で、簡潔に提示したい。

このことは『ローマ法大全』テキストの「準則化から法科学化」までの処理に関わる。

#### 1. 法準則となり得る断片を『ローマ法大全』から選出する。

ドマ「序文」：法準則の選抜・抽出

「また、おおかたすべての主題において、役に立ち必要なテキストと、沢山の無用であるか冗長なテキストがごっちゃになっており、重複も多いのが見てとれようし、同じく、いろんなところで、この種のローマ法の面倒さが、筋の通ったものでもなければ、我らフランス人の慣用に供されておらぬのに、学習の骨折りばかり大きくしている。そのようなわけで、このような状態のローマ法を使いものにするためには、各原則、準則 les principes & les règles からそれらを取り囲むこれらの棘をすべて抜きつくし、正しき理念形成にむけ、テキストを何度も読み返すのみならず、多くの区分をもうけた上で、一つの大きな適用[体系]へとまとめあげねばならない。」<sup>(14)</sup>

2. それを自然法的論理原則と「法学提要システム」に準拠して各大分野に分類する。

ドマ「序文」：『ローマ法大全』序列批判

「また、各主題の細目についていえば、その定義、原則、準則がたがいによりそい、そこで、それら相互の関係性を果たすといった完全な序列・秩序 un ordre parfait というものはどこにもおめにかかれず、みいだせるものといえ、多くの準則の雑多なよせあつめのみ、それも、ほとんど場合、脈絡すらないものである。」<sup>(15)</sup>

3. 各小分野に分類し、その中で、少項目を更に分類。後期スコラ学的一般理論・アリストテレス哲学的行為論の枠組みや、中世法学の「Tractatus 個別論文」の内部構造が適用される。

ドマ「序文」：分類・体系化

「本書で提示された、ローマ市民法 les Loix Civiles をその序列に従い配置し、法的主題を区分し、各題材を、それらを自然的に構成する全体の中での階層に従い組み上げ、各法的主題をその各部に従い分かち、それら各部においてそれらの定義、原則、準則の細目を階層化し配列するという構想は、まさに、それ自身で明晰な各原則 [=公理]と、それに先立つ理解に必要な限りでのあらゆる叙述を提供するものである」<sup>(16)</sup>

4. その内部で似た意味に理解され得る各断片を関連づける、分類。

ドマ「序文」：関連準則の分散

「また、各主題にまたがり共通な多くの一般準則 règles générales が特定主題の章の下に見いだされるし、一つの主題に関する特定の準則の多くが、まったくばらばらの複数の章の下に置かれていた。」<sup>(17)</sup>

5. それを集めて大きなローマ数字の項目に纏め体系化する。

ドマ「序文」：関連準則の集中：法文からの複数準則の分離：(準則断

片は Lex より細かい。)

「また、これら準則 ces règles の多くは、[単一では、] その全体の含意の見通しをあたえてはくれず、しばしば我々は、いろいろな箇所から、ある単一の準則の異なった部分を収集せねばならないのだが、それとはまったく反対に、場所によっては、そんな区別がなされていると気づかれていない単一テキスト上で、分離せねばならぬ二準則がいつしよになっているのが見うけられることもある。」<sup>(18)</sup>

6. 注釈を加える際に、どのような適用場面で論じられたのか、人文学的テキスト分析により、キュジャス、ラビット『索引』、ゴドフレドゥスなどを使用し、再構成された原典テキストを意識しながら、分析し、その適用限界を論じる。

ドマ「序文」

「このことを評価するには、まず、これらの法律・法文の各作者がどのようにしてそれらを構成したのか考察し、次に、それらがどのようにローマ法中に編纂されたのかを見、その上で、市民法学習を容易、快適化するため提案する構想を説明せねばならない。」<sup>(19)</sup>

(※新序列＝パリンゲネシア的原典序列：ドマ本文においては結局適用されず。ラビット『索引』の実際の使用の有無が一つの基準となりうる。ドマでは使用されず。)

ドマ「序文」の重要性はこれに尽きるものではない。1637年3月メルセンヌ神父宛書簡で、デカルトは、『方法序説』の Discours の語を「序文 préface」の意で使用したと、明らかにしている<sup>(20)</sup>。当「序文」はドマにとっての『方法序説』にあたる。次稿では、この「序文部分」の用語法とデカルト哲学全体の方法論を規定した『方法序説』、パスカルの『方法序説』ともいいうる『幾何学的精神について』との関係性の分析を提示したい。

## 2. 「法論」：「宇宙論」：道徳神学と「地理学」：法律学

第二の「序文的章」は、所謂、「法論 *Traité des loix*」である。先に見たように、主にヴェルツェル René-Frédéric Voeltzel (1936)<sup>(21)</sup> に依拠した野田論文によれば、ドマは当初本「法論」を自分の著作『自然的序列による市民法』の一部として出版するつもりはなかったが、友人らの強い勧めにより、出版を決意したとされる。

この『法論』の部分及び続く『前加編』は、双方とも、強い独立作品としての性格を有していた。ピーター・スタイン (1969) は、ドマの法準則論を扱う際の「注」で、ドマの作品の最初の英訳は、英国のローマ法学者トーマス・ウッド Thomas Wood (1661-1722) により、ドマの名を冠せず、匿名作品『A Treatise of the First Principles of Laws in General 法の第一原則一般論』(London, 1705) として出版されたが、この「法論」と「前加編」のみだったとしている<sup>(22)</sup>。

ポール・ロワイヤルのセクトの中では、ドマの作品は、神学的傾向の強い主に当「法論」に即して評価され、『自然的秩序による市民法』を「法律論」であるところから単に『法論』とさえ呼びならわす場合すらあった。その点、ドマの法理論に注目し実定法学者としてアンシャン・レジーム法学の雄<sup>(23)</sup>とする、『市民法』の評価敷衍後から現在に至る法学者の理解とのズレを解する要がある。ドマはその生前には、ほぼ無名で、「ドマの全生涯は、パスカルの友<sup>(24)</sup>と『法論』の作者であったとの2語で語られ得る。Toute la vie de Domat pourrait s'écrire en deux mots : il fût l'ami de Pascal et l'auteur du *Traité des loi.*」<sup>(25)</sup>と19世紀のある研究者は述べている。

ドマの死 (1696年3月14日) の3年近くのち、大アルノーは、M. Du Vaucel 宛 1689年11月25日付け書簡 [Antoine Arnauld, Lettre à M. Du Vaucel (25 novembre 1689)] 中で、以下のごとく述べている。(ドマは、生前比較的無名であったため、ダゲッソウ&ポティエ間のように書簡は保存され

ていない。)

「Je lis présentement le livre de M. Domat ; il y a à la tête un traité des lois que j'ai presque achevé : j'en suis extrêmement satisfait, car il y a beaucoup de piété et beaucoup de lumière.

私は今、例のドマ氏の著作を読んでいます。その冒頭には、今読み終えたばかりの「法論」が付されておりましたが、私はそれに無上に extrêmement 満足しております、というのも、そこには、多くの敬虔性 piété と多くの光明 lumière [※理性による明晰性] があるからです。」<sup>(26)</sup>

この「法論」は、「法とは何か？」という問いに関わるドマの道德神学をもっとも色濃く反映している部分であり、ドマの法律学のより大きな枠組みを決定する部分である。

ここでは、他の様々な準則レールが由来する第一原則プランシプたる「神への愛」と「隣人愛」の問題と「道德と法」の問題が語られる。

この「法論」は、ドマにおいては、大型四折版で29頁<sup>(27)</sup>、現代のハンドブック書籍サイズの小型八折版カッシング版英訳 (Boston, 1850) では104頁程度の「法一般の特質」を述べる独立した「法道德神学的モノグラフ」としての性格を有しており、より詳しい分析、ひいては「全訳」が将来の課題としてまたれる。これは、後期スコラ学派でイエズス会士であったスアレス<sup>(28)</sup> Suarez 『De legibus ac Deo legislatore』 (Coimbra, 1612) によって新領域として開拓されたサラマンカ学派・後期スコラ学派におけるトマス『神学大全』第2部の1 (I-II, qq. 90-108.) への注釈としての「法論 De legibus」のポール・ロワイヤル版ともいえるもので、ドマと道德神学の関わり合いを知る上では、欠かすことのできないものである。(※事実、ドマ『市民法』、ラテン語訳では、「Traité des lois」は「Tractatus De legibus」と訳されている。)

上記の「序文」の末尾に「第二序文」としてドマ自身による「なぜ法論は書かれたのか POURQUOI ON A FAIT UN TRAITE DES LOIX」が続くが、ドマは、そこで、彼が「法論」で展開する「ポール・ロワイヤルの道德哲学・神学」と「法律学」との関係を「宇宙論」と「地理学」の関係になぞらえている。

「また、市民法 Loix Civiles を秩序付ける [mettre les Loix Civiles en ordre] という構想は「法論 Traité des Loix」を私に書く努力をさせることになりましたが、この「法論」は市民法 les Loix Civiles をよく理解するのに同様に必要なものであると判断します。なぜなら、「地理学 la Géographie」を理解するためには、「宇宙論 la Cosmographie」が与えてくれるような、少なくとも世界の体系全体に対する知識が必要とされるからです。

全ての法則というのは、その源を人間社会の規律の基盤である第一原則の中に有しており、様々な種類の法則 Loix の本質と用法は、それらの法則のこれらの原則との繋がり、それらがその準則であるところの社会と原則の関係性を理解して初めて、理解可能です。それゆえ、この世界的秩序のかかる体系および設計図の中で、市民法の状態や領域を理解しなければなりません。つまり、市民法は他の種類の諸法とどれだけ共通しているのか、それらを区別するものは何か、市民法をよく理解するためや市民法がかかわる様々な題材において正しい適用をするために不可欠の様々な真実とはなにかを、知らなければなりません。またこのプランに従って初めて人はこれらの主題やその序列を区別できるのです、このような見解、諸法則、その主題といったものが当「法論」の主題となるでしょう。」<sup>(29)</sup>

フランスにおいては、デカルト、パスカル、ポール・ロワイヤルにおける敬虔主義運動が、一見矛盾さえしかねない機械的世界観や理神論と共存して現れたが、その不可欠の紐帯がアウグスティヌス主義・

プラトニズムの「照明説」とデカルト的「科学的根本原理の明証性」の結合であった。

幾何学的「公理」をパスカルは、『幾何学的精神について』の第二部「説得術について」において、「明確な原理・原則もしくは公理を提示すること à proposer des principes ou axiomes évidents」<sup>(30)</sup>として、「原則：プランシプ principe」を「公理：アクシオム axiome」とも呼び代えるわけであるが、これはパスカル独特の用法である。次稿で分析するように、ドマは恐らく未刊「手稿」の状態でのこの著作を読んでおり、友パスカルの用語法を踏襲していると思われる。ドマにおいては「公理」は、「原理・原則プランシプ」もしくは「第一原則」として語られる。ドマは、「第一原則」を「神への愛」と「隣人愛」に置く<sup>(31)</sup>。ドマによれば、全ての被造物は人間のために存在しており、人間存在の目的としては相応しくなく、只、創造者たる神のみが人間が愛を向ける第一原理として相応しい。その「神への愛」により人間は神に対して同じ方向に纏められ、そこから「隣人愛」が導き出されるが、この「神への愛」と「隣人愛」の2つが法の「第一原則」であり他のあらゆる法準則及び法則はそこから導き出される。異教徒は「神への愛」も「隣人愛」も知らぬがゆえ、法の第一原則を認識できない。これに関し、ドマは「法論」第一章「あらゆる法の第一原則」の項目番号I「法の第一原則は異教徒には解されなかったこと。」という一節を置くが、以下に訳出する。

「I. 法の第一原則は異教徒には解されなかったこと。

「各人の行動を個別的に、もしくは、人々のいっしょになってつくる社会秩序を、規律する法の第一原則 les premiers principes des loix ほど、人によくわかるものはないはずだし、これら原則の本質を解する宗教の光明 les lumières de la Religion を持たぬ人々でさえ、第一原則は、我らの本性の根底に刻み付けられたものなので、少なくともそれ

らはわかるはずに思えよう。しかしながら、キリスト教が我らに教えることに無知であった諸民族中、最も才覚のあった民族でさえ、これらの第一原則を踏みにじり破壊するような準則をつくるほど、それらに無知であった。

つまり、ローマ人らは、全民族中、最もよく市民法を育み、極めて正しいことを非常に数多く行ったのであるが、一方で、他の諸民族同様、その奴隷や自身の子息らの生命を奪うことを許可した。このように、父親や主人たる資格 la qualité のあたえるその権限 la puissance (※父権) は、人倫の諸法を廃し得るがごとくにあつかいさえしたのである。

ローマ人により立法された極めて正しき諸法中に燦然と輝くその衡平性 l'équité と、このような許可の非人間性とのかかる極端な対比から、彼ら [ローマ人ら] は自らが親しんでいたはずの正義の根源そのものについて無知であったがゆえ、これら野蛮の諸法により、彼らの他の諸法に正義や衡平が存在したあらゆる源であったこれらの原則の精神をかくも深くきずつけるにいたったのがよくわかる。

また、ローマ人らがこれら原則の認識とはいかにほど遠かったのかを判断できるのは、このことだけでない。かれらのうちの哲学者らが、これら諸原則がその根底にあるはずのその人間社会の起源に関して与えたその理論にも、別の証左を、極めて明瞭にみいだせる。というのも、それら原則を認識し、その原則により人間のむすびつきがいかにしてつくられるべきかをしるどころか、彼ら [ローマ時代の哲学者ら] は、そのうちの一人が人々を社会へと形成できると思い至り、人々が社会を形成するよう説得・馴致 apprivoiser し始めるまで、人間は、原初、交際や結びつき (communication) も持たずに、草原の野獣の如く生活していたと想像していたからである。

異教に生きた全民族中、最も啓蒙的であった民族における、この奇妙な光明と暗愚の矛盾、つまり、彼らが、これほどまでに多くの正義と衡平の諸準則を知り得たのに、一体いかにして、それらの拠って立つところの諸原則をしりえはしなかったのであろうか?ということに

については、[ここで] 立ち留まり、考えるまでもない。キリスト教の第一原理 premiers élémensがこの不可解を解明してくれよう。つまり、我々が[キリスト教信仰において]人間の状態 l'état de l'hommeとして学ぶことがらが、我々にこのような盲目性の理由を理解させてくれようし、この事により、同時に、人間社会秩序の基礎として神のうち建てられ、正義と衡平のあらゆる準則の淵源である、これらの第一原則 ces premiers principesがいかなるものであるのかも我々はみいだすことができるようになるのである。

しかし、これら原則はこの宗教の光を通じ、初めて、我々にわかるものである。この宗教の光は、それらの原則を我々の本性自体の中で、かくも明晰に認識させてくれるので、それらの原則を我々が無視するのが無理なほどであることがわかろう、なぜなら、そのばあい、人は自ら自身を無視することになるからである。それゆえ、人間の見通しを奪っていたその暗愚ほど驚くべきものはないのである。<sup>(32)</sup>

この一説は、プロティノス<sup>(33)</sup>等、新プラトン主義の影響を受けたアウグスティヌスの「照明説」と「恩寵の光」「理性の光」の区分に関わる。アウグスティヌス研究で著名な山田昌氏の論文「自然の光と恩寵の光」(1958)によれば、「照明説」とは、端的には「人間の魂は神の光によらなければ真理を認識することが出来ない、という説である」<sup>(34)</sup>とされる。この「光 lumen」は、プラトン『国家』第7巻514a-515aにおける有名は「洞窟の比喩」<sup>(35)</sup>の「光：ファオス φάος」と同一である。かかる照明説はアウグスティヌスの『ソロリキア』第1巻に最初に登場するが、『自由意思論』<sup>(36)</sup>第2巻に特に頻繁にみられる。ポール・ロワイヤルは、後に説明するイエズス会との「恩寵と自由意思」の論争においてこの概念を強く吸収していた。この「自然の光＝理性」の概念は、デカルト『方法序説』の題名中の「科学における真理の探究」の「真理」の概念に深くかかわっている<sup>(37)</sup>。また、デカルトは『自然の光による真理の探究 Recherche de la vérité par les lumières

naturelles』<sup>(38)</sup> という未完作品も残している。

下記に、今一度引用する「法論」項目番号1最終段落に、ドマの「人間の魂は神の光によらなければ眞理を認識することが出来ない」というアウグスティヌスの・プラトンのな照明説が明瞭に観察される。

「Mais quoique ces principes ne nous soient connus que par la lumière de la Religion, elle nous les fait voir dans notre nature même avec tant de clarté, qu'on voit que l'homme ne les ignore, que parce qu'il s'ignore lui-même; & qu'ainsi rien n'est plus étonnant que l'aveuglement qui lui en ôte la vue.

しかし、これら原則はこの宗教の光を通じ、初めて、我々にわかるものである。この宗教の光は、それらの原則を我々の本性自体の中で、かくも明晰に認識させてくれるので、それらの原則を我々が無視するのが無理なほどであることがわかろう、なぜなら、そのばあい、人は自ら自身を無視することになるからである。それゆえ、人間の見通しを奪っていたその暗愚ほど驚くべきものはないのである。」

ドマは「光明・光 lumière」という言葉を随所で多用するが、時折、「自然の光 lumière naturelle」とも言い換えている。前出の山田昌氏によれば、デカルト<sup>(39)</sup>、パスカルにも共通する「lumière naturelle」の表現は、アウグスティヌスの「lumen naturae」に由来する。ドマによって語られる「宗教による光を持たぬ人々でさえ、我々が本性の根底に刻み付けられているものであるがゆえ、それらの第一原則自体を、少なくとも認めるはずであると思われよう。」という一節では、中世神学の「恩寵の光」と「自然の光」の対比が前提となっている。最終段落下線部「これら原則はこの宗教の光を通じ、初めて、我々にわかるものである。」は明確に「恩寵の光」による照明説に言及している。「恩寵の光＝キリスト教信仰」をもたぬ異教徒であったローマ人すら、「自

然の光＝理性」を有していたので「衡平の準則」たる自然法原則をローマ法の中で多く見出したが、「隣人愛」を持たぬが故、残酷な家父の奴隷及び家子に対する「生殺与奪権 *ius vitae ac necis*」<sup>(40)</sup>などを有したとされる。これは敬虔主義の裏返しで、一種の宗教文化差別の一面を有するのであるが、このことは、後に見る「序文」におけるドマによる『ローマ法大全』の序列・秩序批判にも共通する。異教徒であったゆえに、自然の光にあふれたローマ人は衡平の準則を多数発見しながらも、完全な見通しを持たず、不完全な体系を残したのである。

また、「我らが本性の根底に刻み付けられているゆえ *puisque'ils sont gravés dans le fond de notre nature*」の表現は、トマスにおける「人間本性に刻みつけられた理性」を通しての自然法の認識という思想の影響であろう。非常に後期スコラ的である。トマス『ロンバルドゥス『命題集』 註解』 IIS, d. 37, q. 1, a. 3 は、「*quaedam enim sunt leges quae ipsi rationi sunt inditae, quae sunt prima mensura et regula omnium humanorum actuum* なぜなら、ある種の法 *leges* は、理性 *ratio* 自体に刻印されて *inditae* おり、これらの法は、あらゆる人間行為の第一の尺度 *mensura*、準則 *regula* であるからです」と述べている。またトマスは、『異教徒に対する駁論 *Summa contra Gentiles*』, III. c.129, no. 3001 で「*homines ex divina providentia sortiuntur naturale iudicatorium rationis ut principium propriarum operationum* 人は、神の摂理から、自然的理性の判断より、自己の各行為 *operatio* の原則 *principium* を引き出す」とする<sup>(41)</sup>。かかるごとく、アウグスティヌス本人においては、純粹受動的だった「自然の光」が17世紀のポール・ロワイヤルのアウグスティヌス「主義」では、トマスの能動的・意思的「理性 *ratio*」のパラフレーズに過ぎなくなっているのが観察される。

ドマは異教徒たるローマ人の野蛮性の証左として、(1)ローマ法の父権に基づく「生殺与奪権 *ius vitae ac necis*」(制度名は触れられておらず:C. 8. 46. [父権について] 10. & I. 1. 8 [自権者及び他権者について]. 1-2.) が引用

される。)と、(2)キケロ『発見論』第1巻第2章における「自然状態」批判」を行っている。

### 3. 「前加編」：「法学提要システム」で叙述されたレグラエ論

第3の序文的章は、本格的な法分析に入る前に、レグル全体を扱う「前加編」と称される部分であり、この部分こそがポティエのレグラエ論、つまり、[D. 50. 17. De regulis iuris]に、より直接的に、呼応する部分である。

ドマ自身は、「前加編」の存在意義につき、以下のように解説する。

[ LIVRE PRÉLIMINAIRE  
前加編

Où il est traité des Règles du Droit en général, des personnes & des choses.

ここでは、法準則一般、人、物につき論じられる

この「編 Livre」に「予備的・前加 préliminaire」と名づけたのは、他の全てに共通の三主題を含み、かつ、他の編をよく理解するためには、まず先行する当編を理解せねばならぬからである。また、当編の主題は法の初歩提要・第一原理 les premiers élémens du Droit のようなものである。なぜなら、諸準則の細目に分け入る前に、まず必要なのは、一般的なこれら準則の種類や特質、及び、これら準則をよく理解、適用するための方法を識ることであるからであり、これが、当編、第一章の主題である。」<sup>(42)</sup>

「les premiers élémens du Droit」の語は、「法の各第一原理・要素」とも訳し得るが、「初歩提要」ともしたのは、ユ帝『法学提要』が、ユークリッド『原論』の Elements にあたる言葉で各国語訳されているからと、当「前加編」のみが、「法学提要的」、「梗概書的」著述スタイ

ルを有しているためでもある。当編のみが Grotius, 『*Inleydinge tot de Hollantsche rechtsgeleertheit* オランダ法入門』<sup>(43)</sup>, (Hague, 1641) 等の「極端に簡明な」梗概書的、幾何学的スタイルによっている。

当所では、主にレーグル＝法準則に関して語られる。ドマの書中、直接的に、ポティエ「レグラエ論」に対応する部分である。全体の部分は、ポティエの「レグラ論総論（一般的レグラを扱う第一部）」と同様に、「一般的レグラ論」と「一般レグラの中でも特殊な「法というレグラ」それ自体に関する法解釈論」<sup>(44)</sup>に大きく二分され、前者は、定義や分類をあつかう「一般的レグラ論」の後、「一般、人、物」に分かれ、ポティエがドマの当「前加編」の構成に影響を受けたことが明らかである。（前稿で触れたように、法学提要システムにしたがい法準則を配置するには D. 50. 17. における 211 ある断片のテキスト序列を、「完全に換骨奪胎」する必要があるため、そのような配列のレグラエ論は極めて小数であった。）

一つの重要な点として、本「前加編」では、ポティエには存しない「レーグル règle 一般論」が詳細な章に分け論じられている。一方で、章立ては詳細であるものの、実際の内容を知ろうと意気込んで読むと、各章の叙述の内実は、梗概的で、ある種物足りぬほど、簡潔なのが特徴である。本性における叙述スタイルは、ドマ『市民法』の他の部分と全く異なる。その意味でも、「法論」と同じく、「前加編」も、ドマ「市民法」中、唯一、「法学提要システム」による構成を持つ点も加味され、独立した「作中作」のごとき趣を有する。

本所では、大体のイメージを提示するため、特に重要な「法準則一般について」章立ての翻訳と、予定される次次項で扱う「準則分類」に入る前に必須の、ドマ自身による「準則の定義」（作中、本所にしか存しない）を提示したい。

「  
第一章  
法準則一般について

この章で説明されることとなる準則は、これらの準則がすべての題材に共通で、極めてしばしば使われる限りにおいて、一般的に各法則の特質、用法、解釈に関わるものである。それらは、通り一遍に一読したのみでは満足され得ず、折にふれ再読、再精査してこそ役に立つものである。なお、この講義は『法論 *Traité des Loix*』第11章 [※ *De la nature & de l'esprit des Loix, & leur differentes spiecies.* [諸]法 [則]の特質及び精神とそれらの異なる種類について]、及び第12章 [※ *Réflexions sur quelques remarques du Chapitre précédent pour le fondement de diverses règles de l'ufage & de l'interprétation des Loix.* 各法則の使用法と解釈に関する様々な準則の基盤としての、前章のいくらかの見解に関する考察] と併せることができる。

S O M M I A R E S

1. Définition des règles.  
準則の定義
2. Deux sortes de regles, les naturelles & les arbitraires.  
二種類の準則：自然的準則と任意的準則
3. Quelles sont les regles naturelles.  
自然的準則とはなにか。
4. Quelles sont les regles arbitraires..  
任意的準則とは何か。
5. Autre division des regles.  
準則の他の分類
6. Deux manières d'abuser des regles.  
準則乱用の二種の方法
7. Les exceptions sont des règles.

準則には例外が存在すること

8. Deux sortes d'exceptions.

二種類の例外

9. Les Loix doivent être connues.

法律は知られていなければならない

10. Deux sortes de Loix arbitraires, les Loix écrites & les coutumes.

二種類の任意法：成文法と慣習法

11. Fondement de l'autorité des coutumes.

慣習の権威の基盤

12. Les Loix naturelles reglent le passé & l'avenir.

過去及び未来を規律する自然法

13. Les Loix arbitraires ne règlent que l'avenir.

任意法は未来を規律しないこと

14. Effets des Loix nouvelles à l'égard du passé.

新法律の過去に対する効力

15. Autre effet des Loix nouvelles à l'égard du passé.

他の新法律の過去に対する効力

16. Du tems où les loix nouvelles commencent d'être observées.

新法律が遵守され始める時について

17. Deux manieres dont les loix s'abolissent.

法が自廃する二種の方法

18. Divers effets des loix.

法の様々な効果

19. Les loix répriment ce qui est contraire.

法は反するものを抑制する。

20. Les loix annullent ou répriment ce qui est fait contre leurs défenses.

それらの防御に反してなされたことを法は無効化したり抑制したりすること

21. Les loix sont générales, & non pour un cas ou une personne.

法律は一般的なものであり、単一の事例や単一の人間のためのものでないこと

22. Suite de la règle précédente.

先行準則に従う事

23. L'équité est la loi universelle.

衡平とは普遍法である」<sup>(45)</sup>

ポティエは「準則 *regula* の定義」をその「準則論」において、D. 50. 17. 1. を題材にし、詳細に扱った<sup>(46)</sup>が、ドマも D. 50. 17. 1. に基づいてレーグルを定義しているが、それは、「Les règles du Droit sont des expressions courtes & claires de ce que demande la justice dans les divers cas. 法の準則とは、異なる個別事例における正義を要求する短く、明晰な表現である。」という極めて「短い」ものである。

ここで、一言、付言しておきたいのは、基礎用語の「定義」はあまりにも当然のものとして、われわれ、現代法学者の目からすり抜けがちなのだが、ドマが「定義」という場合、「ユークリッド幾何学」における「定義」「原則 (公理)」「準則」の序列・秩序 *ordre* におけるものが、明確に措定されている事である。この点、デカルト、パスカルにも共通する。D. 50. 17. 1. 冒頭原文 [Regula est, quae rem quae est breviter enarrat. 準則とはあるところの物 (主題) を短的に叙述するものである] の原文には、「明晰 *claires*」の一語はない。そこに、アウグスティヌスの「照明説」に依拠した、デカルトの「明晰・判明 *clair et distincte*」を読み込めるのではないのではないだろうか。

## I. Définition des règles.

### 準則の定義

Les règles du Droit sont des expressions courtes & claires de ce que

demande la justice dans les divers cas. Et chaque règle a son usage pour ceux où sa disposition peut se rapporter. Ainsi, par exemple, plusieurs événements sont que l'acheteur est dépouillé de ce qu'il acheté, ou qu'il y est troublé par ceux qui prétendent en être les maîtres, ou y avoir quelqu'autre droit. Et la justice commune à toutes ces sortes d'événements, qui veut que le vendeur y fasse cesser les évictions & les autres troubles, est comprise dans l'expression de cette règle, que tout vendeur doit garantir ce qu'il a vendu (a).

「法」の準則とは、異なる個別事例における正義を要求する短く、明晰な表現である。各準則はその具体的処理の関係しうる者らのためにその固有の適用を有する。例えば、買主が買った物を追奪されたり、その物の所有者であったりその物の何らかの他の権利を有すると偽装する者がいたりしもめぐとに巻き込まれたりするなにかの場合がある。しかるに、売主に追奪、その他のもめぐとを無くすよう求めるこの種あらゆる事例に共通する正義は「全売主は自己の売った物を保証すべきである」という当準則の表現に内包されている。

(a.) Regula est quae rem quae est breviter enarrat. [準則とはあるところの物 [問題対象] を短的に叙述するものである] l. 1. ff. *de reg. jur.* [D. 50. 17. 1.] ex jure quod ex [※ est の誤植] regula fiat. Per regulam igitur brevis rerum narratio traditur. [あるところの法 [法の実態] から準則は作り出される。それゆえ準則により、短い主題・問題 res の叙述がなされる] d. ff. [同 D. 50. 17. 1.] Rei appellatione & causae, & jura continentur. [res 争点・論題の呼称には、個別主張 causae も権利 jura も含まれる] l. 23 ff. *de verb. sign.* [D. 50. 16. 23]<sup>(47)</sup>

カトリック神学では「対人枢要徳」の一つとされる「正義 iustitia」の要求という表現は、ドマの神学的関心を示すものであろう。事例と

して、売買契約における売り手の追奪担保責任などがあげられる。

### Ⅲ. 小括

本稿では、ドマの『自然的序列による市民法』の全体構造と法準則論の関係と、ドマによる「準則の定義」を概観した。ドマにおける本論外の総論的3章は、みな「広義の法準則」に関わるものであったが、見てきた通り独立性が強く、各固有の世界を展開している。

第1の「序論」では、『ローマ法大全』序列批判と準則の抜粋、科学的体系化にかかわり、混沌とした序列の『ローマ法大全』から様々な準則を抜き出し、体系化する際の様々なテキストの問題点やドマの目指す「自然的秩序・序列」とは何かが語られる。第2の「法論」では、ドマの神学的思想に基づき、法のより大きな環境としての「キリスト教道徳と法」の位置づけが論じられ、これだけで独立した性質を持つものである。第3の「前加編」は、法学提要システムに準拠したレグラエ論であるポティエ「準則論 De regulis iuris」に最も明確に対応する部分であるが、「準則の一般的性質」についてポティエには見られない23の章にわけて説明しており、貴重である。

これらドマの「序章的」3章では、1. プランシプ原則、2. レーグル準則 [ポティエ regula に対応]、3. ロワ法則の3つの準則類似概念が提示されている。プランシプは、幾何学における上位で自明な「公理」にあたり、ドマ神学では「神への愛」「隣人愛」がこれにあたる。レーグル準則とロワ法則は相互互換可能な概念で、等置化されている。ドマが「市民法」と「loix civiles」と表現するのは、ドマの思想が、「法の総体」を「自然法則の束」に擬した、デカルト的、ポール・ロワイヤルの科学観（次稿で詳説）に依拠しているからであると思われる。かかる「準則の段階性」や「疑似自然科学性」はポティエには観察されない。

ドマ本文は理論書的叙述が基本であり、同旨の準則が『ローマ法大全』内の様々な場所に散らばっているとドマが「序文」において述べ

ていても、実際のそのような準則の実例はドマには見出され得ない。かかる具体例は、適用事例とともに、実際に似た準則を『ローマ法大全』のあらゆる部分から収集し、それらの具体的準則を「総論」「人」「物」「訴訟」「公法」に分け、項目番号ごとに分類しその中で同旨準則を同じ項目番号 [Numerum] 中で「小体系化」したポティエ「準則論」にこそ観察可能である。つまり、ドマ「序文」は、ポティエ「準則論」の各準則の細目的実例に即して、初めて我々の前に明確な実像を提示する。

一方で、ポティエ『新序列による学説彙纂』(1748-51)の最終章 D. 50. 27. [De regulis iuris] に該当するポティエ『準則論』(八折判2巻組1000ページにも当たる)には、解説やアジェンダに当たる「序文」は付せられておらず、その意味でもドマ「序文」は貴重である。今後の課題として、以降の研究で、ドマにより提示された問題点とポティエにより実現されているテキストからの準則処理の具体的実例も分析していければと考えている。

かかる「序文」におけるプランと、実際の作品の本文スタイルとの懸隔を、ドマ自身、恐らく、強く認識していたのであろう。『学説彙纂』の章形式に合わせ、主要な法準則を各章で抜粋した上で、個々の準則の形に最低限の編集を施し『勅法集』の同準則に関わる関連テキストと同時に並べ編纂した『抜粋法令集 Legum Delectus ex Libris Digestorum & Codicis』を別作品として執筆している。この作品は『学説彙纂』テキストと『勅法集』テキストから重要準則を抜粋して一箇所にとり合わせ、『学説彙纂』の序列に準拠し並べるという点でポティエ『新序列による学説彙纂』の方法論を予期する。

次稿では、「ジャン・ドマの「法準則論」とデカルト主義的「科学論」と「幾何学的方法 mos geometricus」：ポティエ「法準則論」内の自然法的構造との対比において」と題し、ポール・ロワイヤル学派における思想発展史と、デカルト、パスカルを中心とした幾何学的方法の教育的敷衍及び「科学観」、ポール・ロワイヤルの中核にある「恩寵

と自由意思」の問題、デカルト、パスカルの思想の相違、ドマのテキストに観察されるそれらの方法論の適用の実例の分析を扱いたい。

了

- (1) 菊池肇哉「ポティエ『法準則論』中の「一般的法準則」における方法論分析：ポティエ「新序列」とドマ「自然的序列」の相剋と統合」、『日本法学』81 (1) (2015), 280-246.
- (2) 野田良之「ジャン・ドマとフランス民法典」『比較法雑誌』3 (2) (1956), 1-112 ; 小林公「ジャン・ドマ解説」久保正幡還暦記念『西洋法制資料編Ⅲ』, (創文社, 1979), 128-9; 小川浩三「ジャン・ドマの lois de la religion と lois de la police (1) - (2)」38 (3) (1988), 415-454; 38 (4) (1988), 625-654; 和田敏朗『ジャン・ドマ (1625 ~ 1696) の契約観：物権変動における意思主義の萌芽』『早稲田法学会誌』, 43 (1993), 437-479; 前田美千代「Jean Domat (ジャン・ドマ) における債権譲渡—法律行為論序説に代えて」、『法学政治学論究』, 49 (2001), 237-70; 中野万葉子「ジャン・ドマ (一六二五—一六九六) の私法理論：法理論の基本的構造」『法学政治学論究』, 101 (2014), 135-164.
- (3) 山田弘明「真であるとは何であるか—デカルトと自然の光—」『思想』869 (1996), 73-90; 山田弘明『真理の形而上学—デカルトとその時代』(2001) 第1章「真とはなんであるか—デカルトと自然の光」。
- (4) 野田 (1956), 48. 近時の研究構築への努力として、岡徹「[[資料] ドマの LEGUM DELECTUS について(1)』『関西大学法学論集』, 65 (3) (2015), 1062-1042; 「[[資料] ドマの LEGUM DELECTUS について(2)」, 『関西大学法学論集』, 65 (4) (2015), 1391-1373.
- (5) 筆者は1835年版の『全集』を所蔵しているが、野田先生ご指摘の通り非常に使いづらいのと、重要な「序文」が抹消されており、準拠テキストは Gallica: BNF [Bibliothèque nationale de France] のサイト [http://gallica.bnf.fr/] からダウンロードした、Jean Domat, *Les loix civiles dans leur ordre naturel, le droit public et Legum delectus*, Tom. I, (Chez Savoye: Paris, 1751) を主に使用した。以下、引用文は1751年版同書の頁数により Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) として引用。
- (6) 野田 (1956), 49 & 52.
- (7) 野田 (1956) ではこの問題の考察が抜けている。下記注7で扱うヴェルツェル研究によるドマ『市民法』の全64版の大半は、実質、『全集 Oeuvres』である。野田研究は、時代による限界もあり、ヴェルツェル等、二次史料の分析に主に基づき、一次史料たる原典の様々な版の現物を参照

されていないようである。『市民法』として流通した版の多くが実質「全集」であったからこそ、需要にもかかわらず、『Oeuvres』名での出版は3度のみで済んでいると思われる。

- (8) Peter Stein, “The Development of the Institutional System”, in Eds. P.G. Stein & A.D.E. Lewis, *Studies in Justinian’s Institutes in memory of J. A. C. Thomas*, (London, 1983), 151-163.
- (9) 貴重なことに、同書は、ラテン語作品でありながら、仏語によるドマ自身の「序文」を有している。序文の重要性は作者によって異なるが、科学的、幾何学的方法論を重視するドマにおいては実質的であり非常に重要である。しかし、本稿の分析からは除外する。
- (10) 野田 (1956), 49. 『フランス民法典』体系との比較として、野田, 64-8も参照。
- (11) 原典初版第2冊 (1695) を確認済み。しかし、では、第二部の相続論がいつ初版されたのかという問題は、初期の刊本に網羅的に当たることが出来ず確認できておらず、今後の課題として残る。
- (12) 第二部「相続」のドマ自身による体系的位置づけは、(1)「第一序文」「法論序文」後の第二「はしがき Avertissement」、(2)『法論』第13章と、特に、第14章での全体構造の叙述、(3)第二部「相続論」冒頭の「序文」に示されている。その分析には独立論文を要すると思われるので本稿から割愛せざるを得ず、原典の関係テキストの特定に留めたい。
- (13) 菊池『日本法学』81 (1) (2015), 252.
- (14) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) [(原著頁付なし Non Pagenation) [NP] 序文 2 頁目 7 段落目 (頁頭より途中で始まる段落を数えず、文頭一マス空いた段落数による。以下同様)].
- (15) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) [NP 序文 2 頁目 2 段落目].
- (16) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) [NP 序文 3 頁目 第 4 段落].
- (17) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) [NP 序文 2 頁目 第 3 段落].
- (18) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) [NP 序文 2 頁目 第 5 段落].
- (19) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) [NP 序文 1 頁目 第 3 段落最終文].
- (20) 落合太郎訳, デカルト『方法序説』, (岩波文庫, 1956 : 1988 年第 46 刷を使用), 5.
- (21) René-Frédéric Voeltzel, *Jean Domat, 1625-1696, essai de reconstitution de sa philosophie juridique, précédé de la biographie du jurisconsulte*, (Paris, 1936). 国内では東大に蔵書。
- (22) Peter Stein, *Regulae Iuris*, 177.
- (23) J. L. Gazzaniga, “Domat et Pothier: le contrat à la fin de l’Ancien Régime”, *Droits*, 12 (1990), 37-46.
- (24) Paul Nourrisson, *Un ami de Pascal, Jean Domat*, (Paris, 1939). 国内では北大に蔵書。

- (25) E. Cauchy, “Etudes sur Domat”, *Revue de législation et de jurisprudence*, 3 (1851), 323.
- (26) Jean- Philippe Heurtin, “Obliger à aimer les lois. Paradoxe de l’augustinisme juridique chez Jean Domat”, *Jus Politicum*, 10 (2013), 1-42, 1.
- (27) Jean Domat, *Les lois civiles dans leur ordre naturel, le droit public et Legum delectus*, Tom. I, (Chez Savoye: Paris, 1751), i-xxix.
- (28) 最近では、スアレスとデカルトを繋ぐ研究も出ている。田口啓子「ANIMA と CORPUS の実在的区別について：スアレスからデカルトへ」『中世哲学研究：Veritas』, 14 (1995), 80-87；林伸一郎「スアレスとデカルトを繋ぐもの—そのペラギウス批判の根底」『明星大学研究紀要人文学部』, 46 (2010), 67-8；T. Cronin, *Objective Being in Descartes and in Suarez*, (Gregorian UP, 1966).
- (29) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) [序文末尾：頁付なし].
- (30) 支倉崇晴, パスカル「幾何学的精神について」訳・改題・解説, 赤城昭三編『メナール版 パスカル全集：生涯の軌跡 I』(白水社, 1993), 417；Ed. Armand-Prosper Faugère, *Pensées fragments et lettres de Blaise Pascal*, Tom I, (Paris, 1848), 461.
- (31) 小川 (1) (1988), 417.
- (32) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751), i.
- (33) 樋笠勝士「プロティノスにおける光と言語」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』, 46 (2015), 301-325.
- (34) 山田 晶「自然の光と恩寵の光」, 『中世思想研究』, 1 (1958), 47-64, 47.
- (35) 論文は多いが、例えば、小林信行「洞窟の座標—プラトン「国家」における善と正義と快」『哲学年報』, 38 (1978), 167-187.
- (36) アウグスティヌス著, 今泉三良, 井沢弥男訳『自由意志論』(1966). 今泉氏はデカルト『方法序説』の訳者でもある。
- (37) 政井啓子「デカルトにおけるコギトと真理：最初の最も確実な認識」, 『法政哲学』, 8 (2012), 13-28；山田弘明『真理の形而上学—デカルトとその時代』, (2001).
- (38) 白水社『デカルト著作集 第4巻』(増補版, 2001)における井上庄七訳『真理の探究』を参照。
- (39) 山田弘明「真であるとは何であるか—デカルトと自然の光—」『思想』, 869 (1996), 73-91.
- (40) 制度史研究として、William V. Harris, “The Roman Father’s Power of Life and Death”, in *Studies in Roman Law: In Memory of A. Arthur Schiller*, (Leiden, 1986), 81-96.
- (41) Martin Rhonheimer, *Natural Law and Practical Reason: A Thomist View of Moral Autonomy*, (Fordam UP, 2000), 261.
- (42) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751), 1.

- (43) Robert Warden Lee trans, Hugo Grotius, *The Jurisprudence of Holland*, 2nd ed, vol 1 (Original Text and Translation), (Oxford, 1953); 1st ed. (第2版は存せず), vol 2. (Commentary), (Oxford, 1936).
- (44) ここで、触れている「一般的レグラ」を扱う第一部に含まれるポティエ自身の〔注釈 Notae〕を含まぬ、89ある〔項目番号 Numerum〕に対応する「各準則部分」の翻訳は、吉原達也「ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』第50巻第17章第1部抄」、『日本法學』, 81 (3) (2015), 678-649として、極最近、上梓されており、具体的にどのような「一般準則」が含まれているのか、概観が可能となったので参照されたい。この場をお借りし、謝辞を記すものである。
- (45) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751), 1.
- (46) ポティエ「準則論」における regula の定義に関しては、吉原達也「『学説彙纂』第五〇巻第一七章第一法文について：ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』レグラエ論序章」、『日本法學』, 80 (2) (2014), 335-363; 「『新編ユスティニアヌス学説彙纂』第50巻第17章第1部抄」、『日本法學』, 81 (3), (2015), 98-126.
- (47) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751), 2.